

臨時議会を11月26日に開きました。

条例の改正を慎重に審議した結果、職員の給与に関する条例等の一部改正については賛成多数で、それ以外については全会一致で可決しました。

人事院勧告の内容(民間給与の較差を是正すること)

- ① 中高年齢層を引き下げる給料表の改定(若年層は据置き)
- ② 55歳を超える職員について、支給額の一定率減額(マイナス1.5%)
- ③ 期末・勤勉手当の引き下げ(0.2カ月分)
- ④ 43歳未満職員の支給額の昇給調整
- ⑤ 給与の引き下げは4月分から減額調整し、減額分は12月期末手当で調整

海田町の改正状況(人事院勧告を踏まえ)

- 民間との較差は月額でマイナス591円
- 一般職の期末・勤勉手当の引き下げ(0.2カ月分)
- 特別職の期末手当の引き下げ(0.2カ月分)
- 議会議員の期末手当の引き下げ(0.15カ月分)

人事院の給与勧告と国家公務員の給与の改定方法を考慮して、一般職の給与の引き下げや一般職・特別職および議会議員の期末手当や勤勉手当の減額などを決めました。

議員期末手当の減額

特別職・職員も引き下げ

質疑

Q このたび民間給与との較差があるということでは是正であるが、ここで指す民間とはどのような企業のことを言うのか。また、是正により、どれぐらいの削減になるのか。

A 人事院は、規模が五十人以上の企業を対象に調査している。二十二年間で千四百四十二万円の削減となる。

反対討論

日本経済の最大の問題は、国民の賃金の下がり続けていることである。人事院勧告どおりに、民間が下がったのだから公務員も下げる、公務員も下げるから民間も下げると繰り返すことは、日本の経済や社会保障の基盤が崩れていくことにつながり、何の解決にもならない。

公務員も民間も賃金や給与を引き上げ、雇用を安定させることが、日本の経済も社会保障も立ち直らせることに繋がると考え、条例改正に反対する。

賛成討論

今回の人事院勧告は、民間企業を対象に、国の調査に基づいて全国平均レベルで示されたものである。

また、海田町独自の給料表をもって給与を運用することについては、現実非常に困難な状況であると聞いている。

現時点では、国家公務員の人事院勧告に沿った改定が進められることが、最も住民の理解を得られることと考え、条例改正に賛成する。